

当初契約書

## 市公金取扱契約書

市を甲とし、                    銀行、                    銀行を乙とし、  
双方の間に次の契約を締結する。

(指定金融機関)

第 1 条 乙は、昭和39年度を初年度として、会計年度毎に列挙  
の順序により甲の指定金融機関の事務を取扱う。

株

行

(指定代理金融機関)

第 2 条 前条の当該会計年度における指定金融機関以外の銀行は  
甲の指定代理金融機関の事務を取扱う。

(取扱店)

第 3 条 前 2 条の指定金融機関並びに指定代理金融機関の事務は  
和泉市内にある乙の           支店及び           支店で取扱う。

2 前項以外の乙の支店は収納代理金融機関の事務を取扱う。

(取扱方法)

第 4 条 乙は本契約及び法令並びに甲の「会計規則」「指定金融  
機関指定代理金融機関事務取扱規程」に基づき甲の公金の収納及  
び支払事務並びに有価証券保管事務を取扱わねばならない。

ただし、水道事業特別会計に属するものを除く。

(責 務)

第 5 条 乙は、甲の公金の収納及び支払の事務につき責任を負う。

(担保品及び担保品の処分)

第 6 条 乙は、本契約の一切の保証として金壹百万円に相当する

担保を甲に提供しなければならない。その種類については甲の指示するところによる。

ただし、甲において必要と認めるときは、その種類を変更することができる。

2 前項の担保額は甲の公金残高の増減により甲において必要と認めたときは増減することができる。

3 前2項の担保品は乙が契約違反による損害賠償をなさない場合は甲は任意の方法をもつて随時これを処分して、その弁済又は賠償に充当し、なお不足があるときは、これを補填させることができる。

(派 出 員)

第 7 条 乙は第4条の事務取扱をするため、その職員を次の個所に派出するものとする。

ただし、臨時に必要な場合は乙は、甲の要求により派出員の数を増減し又は次記以外の場所に派出させるものとする。

常時派出の場所及び人員

市 役 所          1人

(執 務)

第 8 条 乙は執務時間及び出納手続その他取扱い方については、甲の定めた規定及び市収入役の指示するところに従うものとする。

(印鑑の届出)

第 9 条 甲は第4条による甲の公金及び有価証券の出納に使用する収入役の印鑑をあらかじめ乙に届出しなければならない。

2 乙は第4条による甲の公金及び有価証券の出納に使用する印鑑並びに取扱員の氏名、印鑑をあらかじめ収入役に届出しなければ

ればならない。

( 公金の収納 )

第 10 条 甲の公金の収納は甲の指示により乙に設ける別段預金口座に受け入れなければならない。

- 2 前項の預金に対しては臨時金利調整法に定めるところにより利子を附するものとする。

( 公金取扱日報及び有価証券現在高照合簿 )

第 11 条 指定金融機関は公金取扱日報により各会計別の収支並びに残高を報告するものとする。

( 公金の払出 )

第 12 条 乙は、甲の収入役の振出す小切手又は支払の通知によらなければならない公金の払出をすることができない。

- 2 但し、前項の支払の通知は派出先における現金払のみに適用する。

- 3 収入役は小切手を振り出したときは、これを乙に通知するとともに、当該資金を当座預金に振替えねばならない。

( 振出し小切手の検査 )

第 13 条 指定金融機関において、次に掲げる事項を検査し適合したものについては小切手と引換えに現金を支払い、当該小切手及び小切手振出済通知書に支払済証印を押印しなければならない。

- (1) 小切手の正否
- (2) 記載事項改変の有無
- (3) 小切手振出済通知書に記載の有無
- (4) 収入役印の正否
- (5) その他支払要件具備の有無

(不適合小切手の措置)

第14条 指定金融機関において、前条により検査の結果適合しないものがあるとき若しくは、収入役から支払停止の通知を受けた小切手を持参したものがあるときは支払することなく、直ちにその事実を収入役に報告して指示を受けなければならない。

(預託)

第15条 甲は必要と認めるときは、乙及びその他の金融機関に定期預金又は通知預金等として預託することができる。

2 前項における預金の利率は、臨時金利調整法に定める利率によるものとする。

(収納代理金融機関の事務取扱)

第16条 指定金融機関は甲の指定する収納代理金融機関に甲の公金の収納事務の一部を取扱わせることができる。

2 前項の場合乙が収納代理金融機関と締結する契約内容及び事務取扱要綱は甲の定める基準によるものとする。

3 甲は第1項の金融機関を指定し、又はその取消しをしようとするときは、あらかじめ指定金融機関の意見を求めなければならない。

(手数料)

第17条 収入役の指示により送金(隔地払)、当座口振込(口座振替)及び代金取立の取扱をしたときの手数料は、甲が負担する。

(帳簿類の保存期限)

第18条 指定金融機関は、公金の出納に関する諸帳簿及び関係書類はその会計年度経過後5年間これを保存し、市の要求があるときは、何時にても提出しなければならない。

( 検 査 )

第19条 甲は年ノ回以上及び必要と認めたときは甲の公金の収納又は支払の事務及び公金の預金の状況並びに有価証券の保管に関する乙の帳簿書類及び保管状況の検査をすることができる。

2 収入役の行なう指定金融機関に対する現金等の出納、保管及び諸帳簿の検査次のとおりとする。

定期検査 毎月5日(休日ときは繰下げる)

臨時検査 毎年6月及び12月(施行日は収入役が定める)

( 有 効 期 間 )

第20条 本契約の有効期間は昭和39年4月1日より昭和40年3月31日までとする。

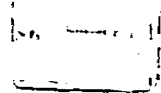
ただし、本契約期間満了前3カ月までに当事者の一方から本契約を終了させる意思を表示しないときは、本契約を更新したものと見なし、更に1年間存続するものとし、その後もまた同様とする。

2 前項期間中であつても当事者の一方が必要と認めたときは、甲、乙協議の上、本契約の一部又は全部を更改することができる。

以上契約締結の証として本書3通を作成し、各自その1通を保有する。

昭和39年4月1日

甲 市長



公  
事  
と  
な  
座  
る。  
書  
と

今日 覚書

〇〇市

市公金事務取扱にかかる経費に関する覚書（案）

〇〇市

（以下「甲」という。）と

〇〇市

（以下「乙」という。）

は、昭和39年4月1日付で締結した「〇〇市公金取扱契約書」（平成17年4月1日付「変更契約書」及び令和6年4月1日付「〇〇市公金取扱契約書の一部を改正する契約書」を含み、以下総称して「原契約」という。）第17条に基づき甲が乙に支払う公金事務取扱に係る経費について、次のとおり覚書を締結する。

（公金事務取扱経費）

第1条 甲は、乙の行う公金事務取扱経費として、年間金40,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を支払うものとする。

2 前項に定める公金事務取扱経費額は、乙が甲の指定金融機関事務を取扱う令和7年8月1日から令和8年3月31日までの期間に対する経費とする。

（請求方法）

第2条 乙は前条第1項の公金事務取扱経費額を4月に甲に請求するものとする。

（支払方法）

第3条 甲は前条の請求があったときは、請求を受けてから30日以内に、乙に支払うものとする。

（履行遅延による損害金）

第4条 正当な理由なく、甲による前条の履行に遅延があったとき、乙は当該遅延日数に応じて、その請求金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した額（100円未満の端数がある場合又はその全額が100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を、遅延損害金として甲に請求できるものとする。

(協議事項)

第5条 本覚書に定めのない事項、又は本覚書について疑義を生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第6条 本覚書の有効期間は、令和7年8月1日から令和8年3月31日までとする。

この覚書の締結を証するため、本覚書 2 通を作成し、記名押印の上、甲乙各 1 通を保有する。

令和7年8月1日

[illegible]

乙 銀行